## 和歌山海区漁業調整委員会指示によるイサキの増殖礁に係る採捕禁止区域の 設定について

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、**和歌山海区** 漁業調整委員会指示により、イサキ増殖礁周辺海域において以下の内容で禁漁区が 設定されていますのでご注意ください。

**区域(1)**においては**イサキのみ**を、**区域(2)**においては**全ての水産動植物**を採捕 してはいけません。また期間は周年となっています。

## ●**区域(1)** 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
	万		
① 御坊市名田沖	ア	33 度 50.122 分	135 度 09.918 分
	イ	33度 50.123分	135度 10.064分
	ウ	33度 49.980分	135 度 10.066 分
	Н	33度 49.979分	135 度 09.919 分
② 印南町印南沖	ア	33 度 48.332 分	135 度 12.931 分
	$\checkmark$	33 度 48.272 分	135 度 13.086 分
	ウ	33 度 48.161 分	135 度 13.025 分
	Н	33度 48.221分	135 度 12.870 分
③ 印南町島田沖	ア	33 度 46.725 分	135 度 15.025 分
	イ	33 度 46.602 分	135 度 15.026 分
	ウ	33 度 46.602 分	135 度 14.879 分
	エ	33度 46.724分	135度14.878分

(数値はいずれも世界測地系)

## ●区域(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番	緯度 (北緯)	経度 (東経)
	号		
① 御坊市名田沖	ア	33 度 50.079 分	135 度 09.970 分
	イ	33 度 50.080 分	135度10.013分
	ウ	33 度 50.023 分	135度10.014分
	エ	33 度 50.023 分	135度 09.971分
② 印南町印南沖	ア	33 度 48. 275 分	135 度 12.957 分
	イ	33 度 48.251 分	135度13.017分
	ウ	33 度 48.219 分	135 度 12.999 分
	エ	33 度 48. 243 分	135 度 12.938 分

③ 印南町島田沖	ア	33 度 46.681 分	135 度 14.973 分
	イ	33 度 46.645 分	135 度 14.974 分
	ウ	33 度 46.645 分	135度14.931分
	エ	33 度 46.681 分	135 度 14.930 分
④ 田辺市目良沖	ア	33 度 43.691 分	135 度 20.640 分
	イ	33 度 43.635 分	135 度 20.754 分
	ウ	33 度 43.712 分	135 度 20.808 分
	エ	33 度 43.768 分	135 度 20.695 分
⑤ 白浜町瀬戸沖	ア	33 度 41.036 分	135 度 19.842 分
	イ	33 度 40.938 分	135度19.928分
	ウ	33 度 41.023 分	135 度 20.066 分
	エ	33 度 41. 121 分	135 度 19.980 分

(数値はいずれも世界測地系)

